

可決された案件(要目)

◎全員賛成 △賛成多数

◎福生市行政改革推進委員
会条例の一部を改正する条例
平成30年度の組織改正に伴い、行政改革推進事務については企画財政部に新たに設置する行政管理課が担うこととなり、条例を改正するもの。

◎福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の特別休暇に短期の介護休暇を加えるもの。

◎福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
基本構想審議会委員、生活困窮者就労支援員、保健師嘱託員、副校長補佐嘱託員及び学校経営補佐嘱託員を新たに加えるとともに、心理相談員に係る規定を整理するもの。

◎福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
短時間勤務職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定を整備するとともに、再任用職員に支給する給料の額を改定するもの。

◎福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所得税法等の一部を改正する等の法律が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、関係条例の規定を整理するもの。

◎福生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例
国で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する基準を改定するもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことから、条例の一部を改正するもの。

◎福生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法の適用を受ける者に係る、いわゆる住所特例に関する規定を整備するもの。

◎福生市介護保険条例の一部を改正する条例
平成30年度から32年度までの各年度における保険料率の額を定めるほか、特別控除額及び刑事施設等に拘禁された者に係る保険料の減免に関する規定等を整備するもの。

◎福生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
指定地域密着型サービス事業は、本市の条例で定める基準に基づいて運用しているが、条例の基準となる厚生労働省令の改正が行われたことから、条例の一部を改正するもの。

◎福生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

例の一部を改正する条例
指定地域密着型介護予防サービス事業は本市の条例を定め運用しているが、基準となる厚生労働省令が改正されたことから、条例の一部を改正するもの。

◎福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
国民健康保険法の一部改正に伴い、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会等に関する規定を整備するもの。

◎福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
平成30年度から始まる国民健康保険制度改革を受け、国民健康保険税の税率等を改定するとともに、地方税法の改正に伴う規定を整備するもの。

◎福生市都市公園条例の一部を改正する条例
都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園に設ける運動施設の敷地面積の基準に関する規定を整備するもの。

◎福生市営住宅条例の一部を改正する条例
公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅入居者のうち認知症患者等の収入申告義務緩和に関する規定を整備するとともに、市営住宅の取り壊しに伴い戸数を変更するもの。

◎福生市総合計画条例
平成32年度からの第5

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

期福生市総合計画を策定するに当たり、策定根拠として地方自治法の規定に基づき本条例を制定するもの。

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
平成30年度から指定居宅介護支援等事業者の指定権限が都から市区町村に移譲されることから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの。

◎福生市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例
生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例について、必要な事項を定めるもの。

◎東京都市圏後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
後期高齢者医療の保険料は、平成28・29年度の限定的保険料軽減措置として一部を関係区市町村が負担してきたが、2年ごとの保険料の見直しに際し、平成30・31年度も同様の保険料軽減措置を実施し、それに係る経費を関係区市町村が負担することとするため、規約の一部を変更するもの。

◎平成29年度福生市一般会計補正予算(第6号)
総額を26億6013万7千円とするもの。

◎平成29年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
総額を11億4070万2千円とするもの。

◎平成30年度福生市一般会計予算
「このまちが好き 夢かなうまち 福生」の実現を目指し、総額を244億円とするもの。

◎平成30年度福生市国民健康保険特別会計予算
総額を68億8405万7千円とするもの。

◎平成30年度福生市介護保険特別会計予算
総額を41億9538万円とするもの。

◎平成30年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
総額を11億8201万6千円とするもの。

◎新扶桑会館整備工事(建築)請負契約の変更について
工事内容の変更に伴い、契約の金額及び工期を変更するもの。

◎市道路線の廃止について
市道第1182号線を廃止し、隣接地権者に売却するもの。

◎福生市教育長の任命について
任期満了に伴い、引き続き、川越孝洋氏を教育長として再任することに同意するもの。

◎新扶桑会館整備工事(建築)請負契約の変更について
工事内容の変更に伴い、契約の金額及び工期を変更するもの。

◎市道路線の廃止について
市道第1182号線を廃止し、隣接地権者に売却するもの。

◎福生市教育長の任命について
任期満了に伴い、引き続き、川越孝洋氏を教育長として再任することに同意するもの。

◎新扶桑会館整備工事(建築)請負契約の変更について
工事内容の変更に伴い、契約の金額及び工期を変更するもの。

◎市道路線の廃止について
市道第1182号線を廃止し、隣接地権者に売却するもの。

◎福生市教育長の任命について
任期満了に伴い、引き続き、川越孝洋氏を教育長として再任することに同意するもの。

◎新扶桑会館整備工事(建築)請負契約の変更について
工事内容の変更に伴い、契約の金額及び工期を変更するもの。

討論

一般会計予算以外の議案で、次の議案に対し反対討論・賛成討論がありました。
●福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
●平成30年度福生市国民健康保険特別会計予算
(5面に一般会計予算の討論の概要を掲載しています。)

陳情

結論の付いた陳情は次のとおりです。

◆不採択
○北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情書(29-5号)
(不採択理由)
弾道ミサイルを発射させないよう外交努力を重ねており、避難訓練については、かえって市民に不安をおおいかねないので、意に沿い難い。

◆不採択
○「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書」提出を求める陳情書(29-6号)
(不採択理由)
核保有国と非保有国との協力のもと核軍縮について段階的に進めるべきであると考え、現段階ではその溝は埋まっておらず、意に沿い難い。

◆不採択
○福生市営住宅条例第6条の「入居者の資格」についての審査が、同第2条の「賃貸」契約の準備行為であるか否かについて、明らかにするための必要な措置を求める陳情書(30-1号)
(不採択理由)
本陳情については、議会側で判断するような内容ではなく、意に沿い難い。

次回定例会のお知らせ

◎傍聴におでかけください。

平成30年第2回定例会は、6月5日(火)から22日(金)までを予定しています。

- ◆本会議(予定) 午前10時開会
6月5日(火)～8日(金)及び22日(金)
- ◆常任委員会(予定)
午前10時開会
6月12日(火)～14日(木)

◎議場には、補聴器をお使いの方のために、補聴器に直接音声を送るヒアリングループを導入しています。